

報告第2号

専決処分事項の報告について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「愛西市税条例等の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月4日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。

専決第11号



専 決 处 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
愛西市税条例等の一部を改正する条例の制定について、専決処分する。

令和2年12月28日

愛西市長 日 永 貴



愛西市税条例等の一部を改正する条例

(愛西市税条例の一部改正)

第1条 愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2に次の1項を加える。

3 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

(愛西市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市税外収入に係る延滞金に関する条例（平成17年愛西市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この項において同じ」を「同じ」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

(愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正)

第3条 愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成25年愛西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この項において同じ」を「同じ」に

改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の愛西市税条例附則第3条の2第3項、第2条の規定による改正後の愛西市税外収入に係る延滞金に関する条例附則第3項及び第4項並びに第3条の規定による改正後の愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例附則第2項及び第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。